

(4) 成績評定考査基準 (用地等関係業務)

1. 適用対象業務

大阪広域環境施設組合が発注する公共事業に必要な土地等の取得又は使用するのに伴う建物、その他の工作物等 (以下「建物等」という。) の調査、補償額の算定等並びに土地等の取得等に係る業務及び土地区画整理事業に伴う建物等の調査、補償金の算定業務 (以下「用地等関係業務」という。) を適用対象業務とする。

2. 評定方法

評定については、採点表 (別紙2) の各評価項目について、「評価の視点」の各項目に従って評価を行い、業務委託成績評定表 (用地等) (別紙1) (以下「評定表」という。) を作成するものとする。

3. 評定表の提出等

評定者は、評定を行ったときは、遅滞なく、評定表を当該用地等関係業務を所掌する担当課長に提出するものとする。

4. 監督職員考査基準

(1) 考査方法

監督職員は、評定趣旨を十分に理解し尊重した上で、それぞれ総合的に評定を行う。

(2) 評定点範囲

採点表 (監督職員用) の該当評価項目について、それぞれ総合的に判断して評定するものとする。

5. 補助監督職員及び検査職員考査基準

評定にあたっては、当該業務の履行状況に応じ、採点表（補助監督職員用及び検査職員用）の各該当評価項目について、評定を行うものとする。（評価項目の追加、削除、もしくは評価比重の変更は行わない）

6. 総合評定点について

総合評定点を算出する際には、対象業務に応じて各評価項目ごとに以下の重み付けを考慮する。

評価項目		用地等関係業務
専門技術力	提案力、改善力	2
	業務遂行技術力	4
管理技術力	工程管理能力	2
	品質管理能力	2
	迅速性, 弾力性, 調整能力	1
コミュニケーション力	説明力, プレゼンテーション力, 協調性	1
取組姿勢	責任感, 積極性, 倫理観	2
成果品の品質		7
合計		21 (100%)

注) 「担当技術者（業務従事者）」は、用地調査等業務における担当技術者をいう。

注 2) 採点表の加減点評価項目において、評価細目チェック数が 4 つある欄について、4 つの評価細目のうち、2 つを「通常に業務を実施すれば、比較的容易にチェックされる項目」、残り 2 つを「チェックされるためには、相応の努力が必要な項目」とする。すなわち、通常に業務を実施すれば 60 点は確保できる。